

御杖村安否型緊急通報システム事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、御杖村安否型緊急通報システム事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優先交渉者を選定するための各種手続き及び要件並びに審査方法等必要な事項について定めるものであり、本プロポーザルに参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、参加しなければならない。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

御杖村安否型緊急通報システム事業（以下「本事業」という。）

(2) 委託期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

本契約は、地方自治法 234 条の3の規定による長期継続契約であることから、令和9年度以降の契約は、当該年度の予算の議決をもって成立する。

(3) 業務内容

別紙 御杖村安否型緊急通報システム事業 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

3. 提案上限額等

(1) 提案上限額

1,500 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

※委託額の詳細については仕様書を参照のこと。

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、御杖村契約規則（昭和40年2月18日規則第1号）第22条の規定により、その全部又は一部を免除することができる。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、7の（1）の参加表明書提出時点において、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（2）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止措置要領による入札停止措置期間中でない者であること。

（3）令和8・9年度御杖村競争入札参加資格名簿に登録があること。ただし、未登録の場合は令和8年5月13日（水）までに必要書類を御杖村出納室まで提出してください。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 御杖村暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第15号）に該当する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 本プロポーザルに参加する他の者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき本事業を履行できる十分な業務遂行能力と実績を有し、かつ本事業を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (9) 過去3年間に国又は地方公共団体と本事業と同等程度の業務について受託経験を有すること。
- (10) 本事業の実施にあたり、本村との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる担当者を配置できる者であること。
- (11) 個人情報保護の観点から、プライバシー保護Pマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム JISQ27001/ISMS を取得している者であること。

5. 公募型プロポーザルスケジュール

公募型プロポーザル実施の公告	令和8年5月1日（金）
質疑書の受付期限	令和8年5月11日（月）13時まで
質疑書への回答期限	令和8年5月13日（水）17時までに回答
参加表明書等の提出期限	令和8年5月20日（水）17時必着
企画提案審査	令和8年5月28日（木）
優先交渉者の選定	令和8年6月中旬 予定
委託契約締結	令和8年6月下旬 予定

6. 説明会及び質疑

(1) 公募型プロポーザル説明会

開催しない

(2) 質疑書の提出

本プロポーザル及び仕様書への疑義は、質疑書（様式1）により、令和8年5月11日（月）13時までFAX又は電子メールにより受け付ける。

(3) 質疑書への回答

質疑書への回答は、令和8年5月13日（水）17時までに御杖村ホームページ上に掲載する。ただし、掲載する回答は本プロポーザル及び仕様書に関する質疑であって、この実施要領及び仕様書からは判断できない、又は判断が困難な質疑に対する回答に限ることとする。なお、回答がない場合はホームページへの掲載は行わない。

(4) 質疑書提出先

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を、令和8年5月20日(水)17時までに持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必着のこと。

- ① 参加表明書(様式2)
- ② 宣誓書(様式3)
- ③ 企画提案書(任意様式 A4縦)
- ④ 見積書(様式4)
- ⑤ 業務実績書(様式5)
- ⑥ 業務体制表(様式6)
- ⑦ プライバシー保護Pマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム JISQ27001/ISMS の証明証写し

(2) 提出部数

正本 1部 副本 5部

正本には入札参加資格届出印を押印すること。提出書類は、正本、副本それぞれA4縦型フラットファイルに綴じ込み提出すること。

(3) 提出先

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 1581 番地 御杖村保健福祉課

※持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日の8時30分から17時まで。

8. 企画提案の審査

(1) 優先交渉者の選定方法

優先交渉者の選定にあたっては、御杖村安否型緊急通報システム事業優先交渉者選定に係る審査基準に基づき、プレゼンテーション形式により審査を実施する。

当該審査基準に基づく総合的な審査のもと、最も高い得点を獲得した者で、かつ、別に定める御杖村安否型緊急通報システム事業優先交渉者選定要領に基づき設置する審査委員会の合議により認められた者を優先交渉者として選定する。

(2) 審査日程

- ① 日 時 令和8年5月28日(木) 13:30～ ※時間は参加者に別途通知する。
- ② 場 所 御杖村保健福祉医療総合センター2階 会議室
(奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 1581 番地)
- ③ 出席人数 3名以内
- ④ 説明時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

(3) 入札保証金

免除

(4) 参加辞退

参加表明書等の提出の後に、参加を辞退する場合は、企画提案審査日の前日までに辞退届（様式 6）を提出すること。

（5）審査結果の通知

令和 8 年 6 月中旬に、全ての参加者に書面により通知する。

（6）留意事項

- ① 企画提案審査に係る交通費、印刷製本費等、一切の経費は参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書類は返却しない。
- ③ プレゼンテーションにプロジェクター、スクリーンは用意しない。また、参加者による投影機器の持参も認めない。
- ④ 参加表明書等の書類提出後の企画提案書の修正や差し替え、資料の追加は原則認めない。
- ⑤ 企画提案書類の著作権は参加者に帰属するが、本村が本プロポーザルに関する行政報告や情報公開のために必要となった場合は、参加者の承諾を得ずにこれらの書類の全部又は一部を公表することがある。
- ⑥ 提案上限額を超える提案は失格とする。
- ⑦ プロポーザル審査の後にこの実施要領に定める参加資格を満たさないことが判明した場合や、プレゼンテーションを行った企画提案書類に虚偽があった場合は、その審査は無効とする。
- ⑧ 企画提案審査に係る評価の方法や評価結果に関する異議や、審査の内容についての問い合わせは受け付けない。

9. 優先交渉者の選定・委託契約の締結

（1）契約予定日

プロポーザル審査の結果優先交渉者として選定された者と、委託契約の締結に向けて協議を行う。委託契約の締結は令和 8 年 6 月下旬を予定している。

（2）契約書の作成

委託契約書の作成を要する。なお、委託契約の締結にあたっては、改めて見積書の提出を要する。

（3）契約条件

御杖村契約規則に基づく。

10. 委託契約の不締結

優先交渉者選定後、委託契約締結までの間に、優先交渉者が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、委託契約を締結しないものとする。

- （1）優先交渉者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者が、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項目において「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に

関与しているとき。

- (3) 優先交渉者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
- (4) 優先交渉者の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 優先交渉者の役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本事業に係る下請契約又は資材及び原材料の購入等の契約（以下この項目において「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本事業に係る下請契約等にあたって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本村が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11. 委託契約の解除

委託契約締結後、契約者について10の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又は委託契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を本村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、委託契約を解除することがある。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。なお、10の（1）、（3）、（4）及び（5）中「優先交渉者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

12. その他

- (1) 緊急やむを得ない事情により、プロポーザル審査を中断し、又は延期を行う場合がある。
- (2) 企画提案審査の結果は、優先交渉者決定後に御杖村ホームページへの掲載により公表する。
- (3) 受託者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託契約期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、当該契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本プロポーザル及び委託契約の締結に使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。

13. 本件の担当者

御杖村保健福祉課 担当：盛岡

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 1581 番地

T E L : 0745-95-2828 F A X : 0745-95-6011